

水 道 局 告 示 番 号	水道局告示名	公布年月日
水 道 局 告 示 第 3 号	さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示	令和6年1月26日

さいたま市水道局告示第 3 号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成 13 年さいたま市水道部告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。				地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。			
収納取扱金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	収納取扱金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲
〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕
三菱UFJ 信託銀行株式会社			さいたま市水道局の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）	三菱UFJ 信託銀行株式会社			さいたま市水道局の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）
みずほ信託銀行株式会社				みずほ信託銀行株式会社			さいたま市水道局の公金の収納事務
株式会社 SMBC 信託銀行				株式会社 SMBC 信託銀行			さいたま市水道局の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）
株式会社			さいたま	株式会社			さいたま

S B I 新 生銀行	市水道局 の公金の 収納事務	S B I 新 生銀行	市水道局 の公金の 収納事務
株式会社 きらやか 銀行		株式会社 きらやか 銀行	
株式会社 福島銀行		株式会社 福島銀行	
株式会社 東和銀行		株式会社 東和銀行	
株式会社 栃木銀行		株式会社 栃木銀行	
株式会社 東日本銀 行		株式会社 東日本銀 行	
株式会社 東京スタ ー銀行	さいたま 市水道局 の公金の 収納事務 (ただし、 店舗窓口 での収納 を除く。)	株式会社 東京スタ ー銀行	
株式会社 大光銀行	さいたま 市水道局 の公金の 収納事務	株式会社 大光銀行	
埼玉縣信 用金庫		埼玉縣信 用金庫	
川口信用 金庫		川口信用 金庫	
青木信用 金庫		青木信用 金庫	
飯能信用 金庫		飯能信用 金庫	
東京信用 金庫		東京信用 金庫	
城北信用 金庫		城北信用 金庫	
巢鴨信用 金庫		巢鴨信用 金庫	
あすか信 用組合		あすか信 用組合	
ハナ信用 組合		ハナ信用 組合	
中央労働 金庫		中央労働 金庫	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。